

13 環境省(特区第14次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130011	容器包装以外のプラスチックとプラスチック製容器包装との混合収集	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という。)では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者(容器・包装の利用・製造事業者)が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者による再商品化義務は課されていない。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。(再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。)	実施内容: 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。 提案理由: 本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年間約3万トン)。CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしてきたい。 そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。 このことにより、 ①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなどをプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。 市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置: 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	D	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という。)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。(再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。)	本提案は、容器包装以外のプラスチック製の廃棄物について、容器包装リサイクル制度を利用して、プラスチック製の容器包装廃棄物と混合した状態で容器包装リサイクルルートを行う指定法人((財)日本容器包装リサイクル協会、以下、「協会」という。))に引き渡すというものである。 循環型社会形成推進基本法では、焼却・埋立よりもリサイクルを優先することとしており、本提案のようにできるだけリサイクルに回したいとする考えは、同法の考えに合致し、加えて、量的拡大により、現行のプラスチックリサイクル制度の安定的実施に資するものであり、また、循環型社会の形成と低炭素社会の構築を進める点は、循環型社会形成推進基本計画において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開」に資すると考えられるが、以下の点から特区としての対応は不可能である。 本提案では、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担するという点であるが、再商品化義務算の算定・費用負担については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第11条～13条において義務に規定されているところであり、提案のようにプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックを混合した状態で指定法人に引き渡す場合、各々の割合を合理的な方法により算出することが必要である。合理的な方法で実施することが出来ない限り、特定事業者に対し、法的義務を上回る負担をさせる可能性があり、本提案は不適当である。 また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとならないものでは組成が異なり、後者については一般に購買プラスチックを多く含むとされるため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に取扱われる材料リサイクルでの取扱が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ」(平成19年6月)において、「多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル手法の質を高める」とされる政策の方向性に反する。	本提案は、容器包装以外のプラスチック製の廃棄物について、容器包装リサイクル制度を利用して、プラスチック製の容器包装廃棄物と混合した状態で容器包装リサイクルルートを行う指定法人((財)日本容器包装リサイクル協会、以下、「協会」という。))に引き渡すというものである。 循環型社会形成推進基本法では、焼却・埋立よりもリサイクルを優先することとしており、本提案のようにできるだけリサイクルに回したいとする考えは、同法の考えに合致し、加えて、量的拡大により、現行のプラスチックリサイクル制度の安定的実施に資するものであり、また、循環型社会の形成と低炭素社会の構築を進める点は、循環型社会形成推進基本計画において示す「循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開」に資すると考えられるが、以下の点から特区としての対応は不可能である。 本提案では、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担するという点であるが、再商品化義務算の算定・費用負担については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第11条～13条において義務に規定されているところであり、提案のようにプラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックを混合した状態で指定法人に引き渡す場合、各々の割合を合理的な方法により算出することが必要である。合理的な方法で実施することが出来ない限り、特定事業者に対し、法的義務を上回る負担をさせる可能性があり、本提案は不適当である。 また、同じプラスチックであっても、容器包装のものとならないものでは組成が異なり、後者については一般に購買プラスチックを多く含むとされるため、混合されたプラスチックについては、容リ協会が行うリサイクルにおいて優先的に取扱われる材料リサイクルでの取扱が困難であると考えられる。これは、「中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合取りまとめ」(平成19年6月)において、「多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを確保しつつ」「材料リサイクル手法の質を高める」とされる政策の方向性に反する。 この前提として、平成18年の容器包装リサイクル法の改正では、質の高い分別収集を行った市町村に事業者が資金を拠出する仕組みが創設されている。これは、市町村が分別収集の責を負うより、実際に再商品化に要する費用が下がることとなるため、この下回った差額のうち、当該市町村の寄与分として算定した額を指定法人等が市町村に支払うというものであり、市町村が分別収集の品質向上を行うことを、資金的インセンティブを付与して推進するものである。改正法の衆参両院の附帯決議においても、再商品化の質的向上が求められているところである。仮に、本提案と併用した状態で収集することに伴って、分別意欲の希薄化に繋がるとすれば、本法が想定する分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに逆行するものもあり、特指の対策として、過渡的に特区制度を活用し自治体負担によるリサイクルを行うと一方、容器包装以外のプラスチックについても拡大生産者責任の徹底を求め、関係事業者に対しリサイクル費用の負担を課す方法を目標としている(添付資料「容器包装以外のプラスチック処理検討委員会報告書(容器包装以外のプラスチック処理のあり方について(報告)18頁)が、仮にこうした事業者費用負担について、中身を消費後に廃棄せざるを得ない容器包装以外の品目についても導入することを前提とした特区提案案は、受け入れられないものである。 加えて、容器包装リサイクル法は、容器包装の利用・製造事業者である特定事業者に対し、その利用・製造する量に応じて再商品化義務を課すものであり(容器包装リサイクル法第11条～13条)、指定法人である容リ協会は、この特定事業者の義務を代行するものである(容器包装リサイクル法第14条、第21条～32条)。一方、上記の範囲を超え、指定法人が法定業務として市町村から容器包装以外のプラスチックを引き取ることは、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月閣議決定)における「国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制する」の趣旨に反することから、協会の法定業務以外の独自業務として実施するのでは、この限りではないが、特定事業者の負担分は、一先じないこととなる。	本市も「混合収集」を行い、容器包装と非容器包装を「選別」する方法を検討した。この問題点は「選別」にある。試算では選別単価が現行の2.4万円/㎡から4.9～5.6万円/㎡へ2倍以上になる。混合収集した後の「選別」は、作業の手間と社会的コストを増大させる無駄なプロセスとなる。 プラスチック製容器包装と容器包装以外のプラスチックの間の組成上の差異は少ないので、混合収集したものを一括処理した上で経費を按分し、非容器包装を自治体負担する方法が合理的である。このため、国民共済の財産である「容器包装リサイクル」を有効活用したい。(意見の詳細は補足資料に記載)	1 0 2 5 0 1 0	名古屋市	愛知県	環境省	
130012	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(第1条、第2条、第11～14条、第21～32条) ・容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第2条 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条の2	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「容器包装リサイクル法」という。)では、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出したものを市町村が分別収集し、特定事業者(容器・包装の利用・製造事業者)が再商品化を行うことを規定している。実際には、ほとんどの特定事業者は、再商品化を指定法人に委託し、再商品化費用を支払っている。容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっており、このうち、スチール缶、アルミ缶、段ボール及び紙パックについては、事業者による再商品化義務は課されていない。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。(再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。)	実施内容: 容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。 収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。 その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。 提案理由: 本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年間約3万トン)。CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしてきたい。 そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。 このことにより、 ①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなどをプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。 市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。 ②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。 代替措置: 容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。	C	この前提として、平成18年の容器包装リサイクル法の改正では、質の高い分別収集を行った市町村に事業者が資金を拠出する仕組みが創設されている。これは、市町村が分別収集の責を負うより、実際に再商品化に要する費用が下がることとなるため、この下回った差額のうち、当該市町村の寄与分として算定した額を指定法人等が市町村に支払うというものであり、市町村が分別収集の品質向上を行うことを、資金的インセンティブを付与して推進するものである。改正法の衆参両院の附帯決議においても、再商品化の質的向上が求められているところである。仮に、本提案と併用した状態で収集することに伴って、分別意欲の希薄化に繋がるとすれば、本法が想定する分別基準適合物の品質の確保とその向上の流れに逆行するものもあり、特指の対策として、過渡的に特区制度を活用し自治体負担によるリサイクルを行うと一方、容器包装以外のプラスチックについても拡大生産者責任の徹底を求め、関係事業者に対しリサイクル費用の負担を課す方法を目標としている(添付資料「容器包装以外のプラスチック処理検討委員会報告書(容器包装以外のプラスチック処理のあり方について(報告)18頁)が、仮にこうした事業者費用負担について、中身を消費後に廃棄せざるを得ない容器包装以外の品目についても導入することを前提とした特区提案案は、受け入れられないものである。 加えて、容器包装リサイクル法は、容器包装の利用・製造事業者である特定事業者に対し、その利用・製造する量に応じて再商品化義務を課すものであり(容器包装リサイクル法第11条～13条)、指定法人である容リ協会は、この特定事業者の義務を代行するものである(容器包装リサイクル法第14条、第21条～32条)。一方、上記の範囲を超え、指定法人が法定業務として市町村から容器包装以外のプラスチックを引き取ることは、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月閣議決定)における「国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制する」の趣旨に反することから、協会の法定業務以外の独自業務として実施するのでは、この限りではないが、特定事業者の負担分は、一先じないこととなる。	①合理的な方法による容器包装以外のプラスチック割合については、協会が毎年実施している「ペール品調査」を活用すれば算出可能である。 ②家庭系プラスチックの多くがPEとPPであり、「材料リサイクル」での取扱が困難」とはいえない。 ③「分別向上への熱意」ゆえの提案であり、「分別意識の希薄化」につながるものではない。 ④本提案は、「事業者費用負担が現状を上回らないこと」を前提としている。「事業者費用負担について、容器包装以外の品目についても導入することを前提」としたものはない。 ⑤もう一歩踏み込んで、プラスチックのリサイクルについて積極的な要望のご教示をお願いしたい。 (意見の詳細は補足資料に記載)	1 0 2 5 0 1 0	名古屋市	愛知県	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省			
130020	高知県香美市におけるニホンカモシカ捕獲特区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条、第9条	(7条関係) 都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその数が著しく増加又は減少している鳥獣がその増加において、当該鳥獣の生態の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護のため特定鳥獣保護管理計画を定めることができる。 (9条関係) カモシカによる生活環境、農林水産業等の目的で鳥獣の捕獲等しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	文化財保護法で特別天然記念物に指定されているニホンカモシカを、林業被害の軽減のために、保護地域(カモシカ)が設定されていない市町村が特定鳥獣保護管理計画(現在、都道府県のみが策定可能)を策定し、環境大臣から承認を得られれば、個体数管理の目的で捕獲できるような特区の設置をしていただきたいです。	今回提案する事業は高知県香美市における「ニホンカモシカ捕獲特区」です。ニホンカモシカは文化財保護法で指定された特別天然記念物であり、捕獲は認められていません。香美市においてはニホンカモシカによる補植、天然林への食害が増加しており、防除を行っています。個体数を減少させなければ被害の減少は見込めない状態です。補植木が食害を受けると、その木の生長は阻害され、市場価値が下落し、林家の収入に大きな影響を及ぼします。捕獲することによって林業被害を軽減し、木材流通量の増加、林業の活性化につながるのではないかと考えられます。ニホンカモシカの個体数管理に関する調査を行ったところ、昭和30年にニホンカモシカが特別天然記念物に指定されて以降、個体数が回復し、農作物、樹林に被害を及ぼし始めたことから、昭和54年に文化庁、環境庁、林野庁の3庁の間で、カモシカの取扱いの基本政策を転換することに合意(3庁合意)が行われたことが分りました。その際、①保護地域を指定し、②保護地域の保全を含めカモシカ個体群の安定的維持を図る。③保護地域外では状況に応じて個体数調整を含む適切な管理を行うという2点が確認されていたこととです。3庁合意から29年を経た現在に至っても、四国内には①の保護地域が文化庁によって設定されており、そのための②の個体数調整を含む適切な管理が行えない状態になっています。このような状況を打開するために、今回の香美市における「ニホンカモシカ捕獲特区」を提案するものです。なお、採択を受けた場合には、香美市で独自の特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)を策定して個体数管理を行うことを想定しています。	C	鳥獣保護法によるカモシカの捕獲については、シカやイノシシなどと同じく、特定鳥獣保護管理計画に基づき個体数管理のために行う捕獲と農作物や造林木への被害を受けた者が被害防止を目的として行う有害鳥獣捕獲があり、その実施にあたっては、あらかじめ許可権限者に対し申請を行い、捕獲許可を受けなければならない。 また、捕獲許可は、自治事務として都道府県知事(条例等により許可権限が委譲されている場合は市町村長)の権限となるところであるが、国指定鳥獣保護区内で捕獲する場合は環境大臣の許可権限となる。 なお、特定鳥獣保護管理計画は、科学的なデータに基づく計画的な保護管理を推進するため、鳥獣保護法に基づき都道府県が任意に策定する計画であり、計画の策定にあたって環境大臣の承認を必要としない制度となっている。(計画的に国指定鳥獣保護区が含まれている場合は、計画内容についての環境省との協議は必要) ご要望に関しては、申請内容が鳥獣保護法における適正なものであれば捕獲が認められることから、都道府県等と相談の上、捕獲許可を受けたい必要がある。なお、このことのほか、カモシカは、特別天然記念物に指定されている種であることから、鳥獣法に基づく捕獲許可以外に、あらかじめ文化財保護法(文部科学省所管)に基づく現状変更の許可を受けなければならない。	貴省の回答によりますと、現行の特定鳥獣保護管理計画は、科学的なデータに基づく計画的な保護管理を推進するために策定されているものとされていますが、市においてもデータ収集のための調査、計画的な保護管理を行える体制づくりが可能であると考えます。また、管理計画の諮問機関として「香美市カモシカ管理計画策定委員会」を設立し、捕獲頭数、被害軽減目標を設定することも想定しています。香美市が既に特定鳥獣保護管理計画を策定した場合、文部科学省から文化財保護法に基づく現状変更の許可を受けて、捕獲を行うことができるものと考えられます。市の特定鳥獣保護管理計画策定についてぜひとも前向きな検討をお願いいたします。	1 0 3 4 0 1 0	個人	高知県	文部科学省 環境省			

13 環境省(特区第14次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
130030	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行うこととされている。 ① 狩猟について必要な技能 ② 狩猟について必要な知識 ③ 狩猟について必要な知識	狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者」については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしているところであり、当該技能試験を免除することにより、狩猟免許所持者を増加させる。	本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にあり、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保は喫緊の課題であり、狩猟免許所持者(特に第一種銃猟免許所持者)を増加させる必要があるため。	C	III	狩猟免許試験の実施は、自治事務として都道府県が行っているものである。 また、狩猟免許試験は、人への危険防止及び適切な鳥獣の保護を図る観点から、狩猟免許の種類に応じて、視力、聴力等の適性、銃器を使用するために必要な技能及び関係法令に関する知識の3項目について都道府県が合格基準を設けて実施されているところである。 そのうち、技能試験は、狩猟に必要な技能を備えているかどうかを判定するため、銃の点検、分解及び組み立て等の銃の取扱の他、距離の目測能力、鳥獣の判別能力等について、合格基準を満たしていることが求められている。 それに対して、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく銃の所持許可に係る技能検定は、銃銃の操作及び射撃に関する技能を確認するものであり、鳥獣保護法とは異なる視点から行われているものであり、要望についての対応は困難である。	本提案は、必ずしも技能試験全てを免除することを求めるものではなく、技能試験の一部を免除することを求めるものである。銃刀法に基づく技能検定と同様の項目を免除することについて、右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本県提案は、狩猟免許試験のうち技能試験の全てを免除しようとするのではなく、「銃銃の点検・分解・組み立て及び射撃」等の銃砲刀剣類等取締法における検定項目に限定して免除しようとするものであり、この指針にある「距離の目測及び鳥獣の判別」については、免除すること(技能試験として実施するものであることから、鳥獣保護法の観点に当たった検査項目から除外されるものではない)と考える。		1071010	兵庫県	兵庫県	環境省
130040	鳥獣保護区において、特定鳥獣をわなにより捕獲等ができることとする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。	鳥獣保護区の全部又は一部について、都道府県知事が指定した区域においては、シカなどの特定の鳥獣(シカ、イノシシ)に関し、わなによる捕獲等を可能とする区域を指定することができることとする。	本県においては、ニホンジカ及びイノシシ等による農林業被害が8億円を超える水準にあり、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施しているが、狩猟期間中にも「狩猟(安全面等を考慮し、わなに限定)」による捕獲を推進し、当該特定鳥獣の個体数を減少させる必要があるため、「(特定休猟区)制度の「鳥獣保護区」版をイメージしている。	C	I	鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める地域について、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣相の保護、渡り鳥等の集団渡来地の保護及び希少動物の生息地の保護等の目的に応じて指定するものである。 鳥獣保護区における狩猟の実施は、鳥獣保護区内の生息環境の攪乱に繋がり、鳥獣の生息に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、要望への対応は困難である。 なお、現行制度においても、鳥獣保護区にかかるとも、農作物や造林木への被害を受けた者(自治体等)が、被害防止を目的として行う有害鳥獣捕獲があり、その実施にあたって、あらかじめ許可権限者に対し申請を行い、許可を受けて有害鳥獣捕獲を行うことも可能な制度となっているところである。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	また、鳥獣保護区の全てで実施するものではなく、本県が必要と認める鳥獣保護区に限定されるものである。 近年、鳥獣保護区等の更新の際には、「シカ」、「イノシシ」による農作物被害を理由に地元同意がなされないケースも少なからずあることから、鳥獣保護区の存続のためにも一定の規制緩和措置が必要と考える。		1071020	兵庫県	兵庫県	環境省
130050	温室効果ガス広範囲国内排出権取引の実施		現行法令上、地域的な排出権取引の導入を妨げる規制はない。	国内排出権取引に関して、当該特区においては実施障壁の発生を避けるため、自主参加型で行なう。既存排出量の基準となるキャップの割り当てを可能とし、温室効果ガスの国内取引の基準となる制度創設の代替的な試行実施特区とする。	京都議定書によって定められた、主要温室効果ガスの国内排出権取引を可能とする特区であり、自主参加型制度を採用する。 排出権取引の基本的取引方法に関しては、キャップアンドトレード方式を軸とし、欧州・米国で主流となりつつある取引方式を採用する。 提案理由 京都議定書採択時の議長国であったわが国において、諸外国での実施におけるCDM及びJJIは容易且つ簡便な排出量の獲得方法であったことは否めないが提案者はこれは単なる発展途上国への押し付けしか見えない。「特区」という特殊な環境下において、自主参加型の国内排出権取引を実施し、且つ堅牢な第三者認証が存在するのであれば、わが国の温室効果ガス対策の有用な一手となることは確実であろう。 代替的措置 本来であれば、一括に排出量の設定及びキャップの割り当てが為されるべきものであるが、シカゴ気候取引所が採用している自主参加型及びマニフェスト(目標の設定と削減時の取引)といった、穏やかな国内排出権取引の実施が可能となり参加障壁を下げるという点において、又制度の普及という点において大きな措置として講ずることができようというものである。	E	-	現行法令上、地域的な排出権取引の導入を妨げる規制はない。 なお、現在、地球温暖化対策推進本部決定等に基づき、平成20年10月21日から「排出権取引の国内統合市場の試行的実施」を開始したところ。	右記提案主体からの意見について回答されたい。	本提案は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で定められたCO2/CH4/N2O/HFC/PFC/SF6といった6種類の「広範囲」温室効果ガスを対象とするものである。 また、世界的な流れとしてはCO2に着目した温室効果ガスのみ取引材料となり、他のガスについては未だ成熟した取引機種の創生はなされていない。しかしながら、京都議定書の議長国であり採択した日本においては、大いに取り組むべき課題であると考えられる。この点を特区という特殊環境下で取引市場の確立と取引の試行的実施を行なうことで世界的な取引のベンチマークとするものとするものであり、環境省の回答は論点のすり替えである。	温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	10522010	福祉医療法人 桂仁会、株式会社 Verifirm	東京都	経済産業省 環境省
130060	温室効果ガス排出権取引所の開設		現行法令上いわゆる排出権についての規制はない。	国内排出権取引の円滑化と対象温室効果ガスの流動性を高めるため、排出権取引所の設立を特区において行う。併せて取引材料の特殊性を鑑み、法令の定める要件の緩和を行なうことで、開設時障壁を下げて、取引精度を高めることにつなげる。	排出権特区において、世界的に通用する気候(排出権)取引所の設立を企図するものである。特区という特殊環境下において取引の実効性を高めることが出来ると共に、様々な金融商品との連携を図ることが出来るという点である。特区に於ける認証排出権の取引をメインとするため、通常、取引所の開設要件となる出資金の制度を暫定的なCO2量をベースとしてこれを以て出資とする。一種の現物出資を行なうことで取引の円滑化と発展を前提に置くことができるものとする。 提案理由 諸外国においては既に排出権取引所の設立は完了しており、昨今ではその存在感を増しつつある。厳格な第三者による認証と、事実上の開設要件の緩和によって、自主参加型制度下における排出権取引所の開設が早期に可能となるとともに、大きな障壁となる開設要件の緩和がなされれば国益・国民の利益にも叶うものであると考える。 代替的措置 取引所開設にかかる出資金の取扱いに関し、「現物出資」として埋蔵CO2量をこの担保とするとし、実際の取引の信頼性及び円滑性を鑑み、当初開設段階においては、CO2をその本位として出資金と看做すことを提案するが、将来的(5~10年内)には、取引毎の管理費等の徴収によって、ベースとなる基金の積立を併せて行なうものとする。	E	-	現行法令上、いわゆる排出権について取引を行う取引所の開設自体についての規制はない。なお、金融商品取引所が京都クレジットまたはこれに類似するもの取引に関する市場を開設することについては、本年6月の改正金融商品取引法(本年12月12日施行)により可能となっている。	右記提案主体からの意見について回答されたい。	環境省より受領した回答は、金融庁と全く同じ回答であり、主体的な回答であったかどうか、甚だ疑義を持つ。 本提案は、より実効性の高い取引チャンネルの拡充を訴えるものであって、金融庁の管轄下における「証券取引」に軸を置いているものではない。 改正金融商品取引法は、温室効果ガスを取引材料のチャンネルとして取引所に認めただけであって、参入障壁の低減やよりベターなチャンネルの提供には至っていないものであると考える。ついでに、環境省の所管において取引所の設置を行なうなり、様々な対応や実績があっても然るべきものであり、これを特区という環境下で行なおうとするものである。	温室効果ガス国内排出権取引特区創設プロジェクト	10522020	福祉医療法人 桂仁会、株式会社 Verifirm	東京都	金融庁 経済産業省 環境省

13 環境省(特区第14次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管 理 案 番 号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
130070	市の制定した基本計画に基づく 林業用搬入路設置に係る規制 の適用除外	自然公園法第13条第3項 自然公園法施行規則第 12条	自然公園法上は、「林道」「作業道」 「搬入路」の区別はなく、道路とし て取り扱っている。道路を新設する 場合は、通常は工作物の新築とし て取扱い、例外的にブルドーザー等 で土地をならす程度であれば、土地 の形状変更として扱う。	豊田市の制定した「豊田市森づくり条例」及び 「豊田市100年の森づくり構想」及び「豊田市森 づくり基本計画」に基づき実施される林業用搬出 路については、国立公園特別地域内の手続き を、現行の自然公園法13条第2項の規定の許 可から、自然公園法施行令第12条の特別地域 内における許可又は届出を要しない行為と同様 の扱いとする。	間伐の推進は、現下の森林整備の重要課題であり、施業の機械化及び林業用路網の整備は間 伐推進に不可欠な手法として積極的に取組まれている。 本市では、市条例等に基づき、素材生産を目的とした間伐を実施する区域を林業経営林として 区分し、団地化により集約的施業を展開していく中で低コスト林業を目指し高性能林業機械を活 用した施業及び林業用路網整備を推進している。林業用路網は、林道、作業道、搬出路に区分 しており、搬出路は、幅員3m以下且つ切土盛土高1.5m以下で開設可能な森林を対象に、環 境面や安全性を確認しながら、必要最小限の伐根と小規模な土工で開設し、木材生産のために 使用するクローラー式林業機械専用の簡易な路(敷砂利や構造物なし)である。現在、国立公 園内の搬出路については、林道等と同様に自然公園法第13条第3項により、工作物の新築許 可申請を行っているが、搬出路の性格は、計画的に設計・施工と進める林道や作業道と異なり、 間伐作業と同時にフレキシブルに対応していくもので、低コスト林業を推進する立場から言え ば、搬出路の開設も含めて一連の間伐作業と捉えている。また、申請内容は簡易であるもの の、許認可事務に1ヶ月程度かかるため、円滑な事業実施の障害となっている。このため、市条 例等に基づく搬出路の開設においては間伐の一環と見なし、自然公園法施行規則第12条の許 可又は届出を要しない行為とされたい。これによりスムーズな事業展開を可能とし、森づくりをよ り一層推進していきたい。	c	Ⅲ	国立公園の管理は、自治事務として都道府県が行っているものであり、事業実施に際しては、 担当する県の自然保護部署と連絡を密にし、調整を図るようお願いしたい。 なお、工作物等を設けない「搬出路」であっても、その整備には森林の抜開、土地の形状変更 等を伴い、事業の実施には、自然環境の保全に十分に配慮する必要がある。そのため、 自然公園法の趣旨にかながみると、通常の管理行為や軽微な行為を定めた同法施行規則第 12条の不要許可行為に馴染むものではなく、従来どおり許可を要する行為として把握するのが 適切であると考ええる。	本提案は自然公園法の趣旨に 適合した提案であるという右記 提案主体からの意見を踏まえ、 再度検討し、回答されたい。併 せて、自然公園法施行規則第12条 に掲げられている許可又は届出 を要しない行為のメルクマール について御教示いただきたい。	本提案は、規格や性格の異なる「林道」「作業 道」「搬出路」を区別することなく道路として取 り扱うこと自体を問題としている。本市の言う 搬出路は木材生産間伐に必要な施業手法の 一つであり、結果、森林所有者の財産価値を 高めるとともに、間伐を推進し森林の健全化 することから、むしろ自然公園法の趣旨に適 合していると考ええる。法は立木の伐採に制限 を設けるもの、林業行為である間伐行為は対 象としていない。森林の伐開及び土地の形状 変更の観点から、およそ一般的な開発行為と 同一の視点で解釈することは、林業や財産権 に制約を課しているのではないかと考える。	豊田市森づくり特区	1 0 3 8 0 5 0	豊田市	愛知県	環境省
130080	自然公園区域における風力発 電施設設置に係る規制の適用 除外	自然公園法第13条第3項 及び自然公園法施行規 則第11条第11項	風力発電施設については、従前は 審査基準がなく、基準がわかりにく いとの指摘を受け、平成16年2月 に、「国立・国立公園内における風 力発電施設のあり方に関する基本 的考え方」として審査基準に盛り 込むべき事項についてとりまとめを 行い、現在は自然公園法施行令第 11条第11項に「風力発電施設の 新築、改築又は増築」として審査基準 の明確化を図ったところである。	国立公園内での風力発電施設設置について、 風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認 められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、 自然公園法の風致景観に関する規制の適用を 除外する。	本県においてよい風の条件が得られるのは、多くの場合、自然公園区域である。 また、ポスト京都議定書の枠組みでさらなるグリーンエネルギーの導入が必要とされる状況で ある。 このため、自然公園区域であっても、風車のある風景をその土地の自然エネルギーを利用し た地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、大規模風力発電施設の設置を促進する。	c	Ⅲ	環境省では、自然エネルギーの利用について風力発電を否定しているものではないが、国立・国立公園外において、立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待される状況 においては、公園の保護の公益性を上回るような特別な立地の必然性や公益性が認められる ものとは判断できない。特に我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地である国立公園 及び国立公園に準ずる優れた自然の風景地である国立公園において設置する場合には、自然 景観への支障、生物多様性への影響等多方面により検討した上で、景観や野生生物の保護等 自然環境の保全との両立を目指すべきものであり、規制の適用の除外は不相当と考ええる。 よって、先般の国立・国立公園における風力発電施設の設置について明確化を図った自然公 園法施行規則第11条第11項に照らし検討を進めていただきたい。 なお、兵庫県において具体的な風力発電施設設置計画があるのであれば、国立公園内の場 合は環境省の地方支分部局である地方環境事務所が、国立公園内の場合は兵庫県の自然公 園担当部局が具体的に御相談を受け付けているので申し添える。	右記提案主体からの意見につ いて回答されたい。	地球温暖化の進行とともに、化石燃料等の 有限資源の枯渇が喫緊の課題となっており、 最近の異常な原油価格の変動の影響からも エネルギーの安全保障の観点から、自然エ ネルギーの重要性は非常に高まっている。国立 公園のエリア内は、風況マップ(ネームページ 「兵庫の環境」で公開)のとおり風力発電の能 力が十分発揮できるだけの風力が得られると ころと一致している。 しかしながら、風力発電施設が発電効率、P R効果が優れていても、煩雑な手続きを経て までえて計画する事業者はなく、現行の規 制の下では施設の設置が進まない状況にあ るため、自然公園法の風致景観に関する規 制の適用を除外する必要があると考える。		1 0 7 1 0 9 0	兵庫県	兵庫県	環境省